

平成21年（行コ）第213号 公金支出差止（住民訴訟）請求事件

控訴人 深澤洋子外37名

被控訴人 東京都水道局長外4名

証拠説明書（甲第27～41号証）

2009（平成21）年12月25日

東京高等裁判所第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 谷 合 周 三

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲27	日本衛生設備機器工業会・温水洗浄便座協議会ホームページ	H21年頃	日本衛生設備機器工業会・温水洗浄便座協議会	年をおうごとに洗浄水量がより少なくて済む節水型便器が次々と開発され、その普及率も伸びてきていること。一人一日当たり使用水量の減少傾向は構造的なものであって、今後も続くことが合理的に予測されること	写し
甲28	日本電機工業会ホームページ	H20年夏頃	日本電機工業会	電気洗濯機も、より使用水量が少なくて済む節水型のものが開発され、「全自動」と比較して使用水量が1/2～1/3で済む「ドラム式」も大手電機メーカー各社から売り出されるようになっていること	写し
甲29	東京都ホームページ	H21.7月	東京都	東京都において、最近14年間で年間2cm以上地盤沈下した地域はなく、安定した状態が続いていることから、地盤沈下を従来通り地下水を水道水源として利用することの阻害要因とする判断は不合理であること	写し
甲30	平成19年度全国の地盤沈下地域の概況	H20.11月	環境省水・大気環境局	環境省は、全国の地盤沈下の調査を行っているが、発生している地盤沈下のうち年間2cmに満たないものについては特に対策を要しないと判断していること	写し
甲31	羽村市ホームページ	H18.3.23	羽村市	東京都が休止した多摩地域の水道水源井戸は、全体の3%に過ぎないが、これら休止された井戸はいずれも汚染物質除去装置設置により継続して水源として活用することが可能であったこと、したがって、東京都が井戸を休止した事実は、現在利用されている地下水を水道水源として認めないことを正当化する理由とならないこと	写し
甲32	国土交通		国土交	国土交通省が第5次利根川荒川フルプランを策	写し

	省水質資源部による需要試算値の算定方法及び算定結果		通省水質資源部	定するにあたり、「取水量」を分母にした「年平均」の利用量率の実績値を用いて水需要予測を行っていること。水需給計画において採用する利用量率の設定において、「取水量」ではなく「原水量」を分母とし、しかも「年平均」値ではなく「毎日の」利用量率を用いている東京都の計算に何ら合理的根拠がないこと	
甲33	調査嘱託所について（回答）	H21.1.7	国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課長	利水安全度1/10のダムの供給能力の計算根拠について、さいたま地方裁判所からなされた調査嘱託に対する国交省の回答。控訴人からの情報開示請求では開示されなかった情報が含まれている。 国交省の計算の前提となっている計算貯水量は貯水量実績と大きく乖離していること、その主たる原因は、利根川の上中流部で取水した用水の還元を一部しか見ておらず、また、大木な支川（鬼怒川、小貝川）からの流入量を無視する、といった不合理な計算方法にあること	写し
甲34	群馬県環境基本計画2006-2015	H18.3月	群馬県	群馬県内で使用された用水、すなわち栗橋地点より上流で使用された用水（利根大堰関係を除く）の大半が利根川に還流していること	写し
甲35	八ッ場ダム住民訴訟に係る国土交通省への調査嘱託について（回答）	H21.2.13	国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課長	利水安全度1/10のダムの供給能力の計算において、国土交通省が、利根川上流で取水された用水の還流を一部しか見ていないこと	写し
甲36	電話聴取書	H21.6.15	嶋津暉之	甲35号証の1丁目にある「新たに水資源開発施設に参画し確保された」とは、今後の新規施設だけではなく、既設のダムも含めて水源開発等で開発されたものを意味すること	写し
甲37	行政文書開示決定通知書	H21.2.16	関東地方整備局長	国土交通省の委託調査報告書において、栗橋地点より上流で取水している用水の代表例として挙げられている5つの用水の計画取水量と実績取水量を合計して均すと、実績取水量は計画取水量の70%となること	写し
甲38	利根川栗橋地点の確保流量、正常流量、取水制限流量の定量的な算出根拠について	H21.4.23	国土交通省関東地方整備局長	国土交通省が、栗橋地点の冬期の確保流量の算出において、鬼怒川等の支川からの流入量を無視していること	写し

甲39	水道水源 開発施設 整備事業 に係る事 業評価に ついて	H16年	東京都 水道局 長	東京都水道局事業評価監視委員会に示された八ッ場ダムの費用対便益1.92という数値は、過去10年間における給水制限の被害額を、平成6年は1183億円、平成8年は822億円、平成13年には110億円と評価して算出されているが、これらの被害額は現実の被害額を評価したのではなく、甲40のマニュアルに依拠して机上で計算したものにすぎないこと。	写し
甲40	水道事業 の費用対 効果分析 マニュアル (案) 改定版	H14.3月	社団法人 日本 水道協 会	甲39の給水制限の被害額の算定に合理的根拠がないこと。給水制限のうち、減圧給水は、蛇口から出る水の速度が遅くなるにすぎないから、現実に被害が発生することは想定し難いのに、甲39の被害算定では減圧給水により全家庭で一定の損害が発生することが前提条件とされている。	写し
甲41	水道事業 の費用対 効果分析 マニユア ル	H19年7 月	厚生労働 省健康 局水道 課	厚生労働省が近時作成した費用対効果分析マニュアルでは、減圧給水によって被害が発生することは想定されていないこと。同マニュアルにおいて、時間給水（断水）の被害額として想定されている額（例えば、給水制限率20%、22時～翌9時までの断水で一人一日当たり247円）も現実離れしているが、東京都が渇水被害額算定において依拠しているマニュアルは、前記断水と同程度の被害が減圧給水で発生するというきわめて不合理な内容のものあること	写し

以上